

持スル者ハ何人ヅト云フベカラザルガ如シ人或ハ曰ク公使不就
ニ公使ノ任ノ重テハ音ニ公務上文書往復等ノ爲メノミニアリ
ナリト雖ニ書記官ノ留守スルアリテ其事務ヲ代理スルガ故
ニ兩國ノ外交上ニ決シテ不適合ノ事ナキナリト一應ノ事理
固ヨリ或人ノ説ノ如シ然レヒ畢竟スルニ公使在勤ノ要用ア
レバコソ公使ヲ置クナレ若シ書記官ニシテ送支キモノナシ
ランニハ最初ヨリ公使ヲ派遣スルノ費用ト煩勞トヲ取ラザ
ルベキナリ公使ノ任ニ在ルト書記官ノ代理スルト其効用ノ
大小輕重固ヨリ我輩ノ辨説ヲ要セザルベシ仮ニ吾人ナシ
テ公使ヲ引接スル主人ノ地位ニ立クシメヨ我東京ニ公使館
ヲ設ケ嚴然全權公使ノ在勤スルアルト間ニ合セニ書記官ノ
事務代理スルアルト其國ニ對スル吾人ノ感情ハ果シテ如何
ノ相違アルベキヤ若シ相違アリトセハ米國人ガ日本ニ對ス
ルモ亦同一ノ感情アランノミ故ニ寺島公使ニシテ再ビ起任
スペキ筈ナランカ一日モ其行ヲ急シベシ若シ再任スル筈コ
アラザルカ速カニ後任ノ公使ヲ命シテ任ニ基盛頤ニ就カシ
メザルベカラズ書記官ノ代理ハ決シテ永クスベキモノニア
ラザルナリ

北京ノ外交事務ノ如キモ亦前記ノ始末ニ異ナラズ今ヤ爰ニ
事件ニ關シ清佛ノ葛藤未ダ全ク其局ヲ結ハズ我日本政府于
歐米諸國ト聯合シテ軍艦ヲ支那海ニ派遣シ支那在留ノ日人
人民ヲ保護スル所アラントスルナド緊切至極ノ折柄ナレ
ルニ概本全權公使ハ去年俄カニ單身歸朝シ昨今ハ又北京守
候アレニ公使ガ歸任ノ用意急ナリトノ暁アルヲ聞カズ北京
ノ外交事務ハ一切吉田實紀官ノ代理ニ委シテ決シテ不都合
ナキガ如キナ見テ我輩父廟カニ感ス所ナキナ得ザルナリ半
國ト云ヒ朝鮮ト云ヒ又支那ト云ヒ我輩ノ眼ナ以テコレヲ
レバ目下公使ノ在仕ヲ要スルヲ無論ナリト知ルト雖ニ其時
際ニ於テ皆然ラザルモノハ蓋シ又我輩ノ知能ハザル理由
在リテ存スルガタメナラン

○有馬温泉行 皇室御用
○醫術試験委員報酬 島田南
教授兼内務省御用掛片中
氏は明治十七年第一回吉
酬として金卅八圓づ
高橋秀松、東京大學助教
純の諸兵之同金廿六圓
春毅氏は同金十五圓就
せられ、東京大學講師備
俸千二百圓下賜され、
郎氏は同日外務省御用掛
さる旨仰渡されたり
○内務省藏省務 両省の
多ある事あるが昨年中上
着届を除きの數内務省
よりやに増く
○兌換銀行券 我政府は
しとの事ひ久しく世評の
右は兌換紙幣といふ名
よして發行元は日本本
二十圓、五十圓、百圓、二
換の準備金さへ備へ置
クるべしといへり
○白鳥の御陵 日本武公
に三ヶ所ありしが去る昭
和五年九月廿九日、伊勢
伊勢國給鹿郡出村字御陵
陵墓と定められ尋て夫々
度同郡の有志者數名が墓
殿を新築せんとて目下工
事に着手せんとて其中事
務代理と解うれたり
○遠乗 東園傳徳、岡田
陸軍少將へ去る二日詔古
命に由りて一昨日午前四
夜に入りて歸京したり左
方へ御達乗遊ざるゝ爲を
の候聽を捨聞したり